# 特定事業所集中減算の概要及び手続きについて

#### 1 特定事業所集中減算とは

特定事業所集中減算とは、毎年度2回、居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画について判定し、各居宅サービスについて、同一法人の事業所の割合が80%を超える場合に、すべての利用者に対して1月につき1件200単位を半年の間減算します。特定事業所集中減算が適用されている期間は、特定事業所加算を算定することができないためご注意ください。(平成27年度後期判定分より減算対象の割合が90%から80%に変更されました。)

なお、正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、その分を除外して計算します。

### 2 判定期間及び減算適用期間

- 11/2/11/10/10 10/2/12/11/11/1			
時期	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	9月1日から9月15日まで(消印有効)	当年度10月1日から3月31日
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	3月1日から3月15日まで(消印有効)	次年度 4 月1日から9月30日

<sup>\*</sup>平成30年度前期については、判定期間が平成30年4月1日から平成30年8月末日までとなります。

# 3 判定対象サービス(居宅介護支援事業所が給付管理するすべての居宅サービスが対象)

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護(※1)、福祉用具貸与

※1 地域密着型通所介護は通所介護と合せて紹介率を計算することができます。

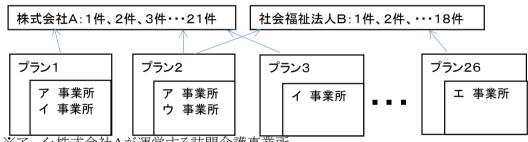
#### 4 判定方法

判定期間に給付管理された居宅サービス計画(予防含まず)につき、サービスを位置付けた居宅サービスごと(\*)に、最も紹介件数の多い法人(「紹介率最高法人」)に位置付けられた計画数の割合を算出し、いずれかのサービスのうち一つでも80%を超えた場合、減算適用期間は居宅介護支援費がすべて減算されます。ただし、正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、その分を除外して計算します。

\*サービスが位置付けられていれば、サービス利用の有無にかかわらず算定対象としますが、 居宅サービス計画が介護報酬の請求対象とならない場合は除きます。

\*通所介護及び地域密着型通所介護は、合わせて紹介率を計算することができます。

#### 〈例:訪問介護の場合〉



※ア、イ:株式会社Aが運営する訪問介護事業所

※ウ、エ:社会福祉法人Bが運営する訪問介護事業所

株式会社A: 訪問介護を位置付けた居宅サービス計画26件のうち、株式会社Aが運営する事業所に位置付けられた計画数は21件なので、

 $21 \div 26 \times 100 = 80.7\%$ 

社会福祉法人B: 訪問介護を位置付けた居宅サービス計画26件のうち、社会福祉法人Bが運営する事業所に位置付けられた計画数は18件なので、

 $18 \div 26 \times 100 = 69.2\%$ 

このような計算を、居宅サービスごとに行い、いずれか一つでも80%を超えている場合、特定事業所集中減算の対象となります。上記の例では、訪問介護について株式会社Aに位置付けられた計画数割合が80.7%と80%を超えているため、正当な理由がなければ減算対象となります。実際の計算については、「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」等を活用してください。

## 特定事業所集中減算に係る届出の提出方法及び注意点について

# イ 特定事業所集中減算に係る計算結果が一つでも80%を超えていた場合

紹介率が80%を超えたサービスが一つでもあった場合、<u>正当な理由の有無に関係なく</u>知多北部 広域連合へ「特定事業所集中減算届出書」及び80%を超えたサービスの「[参考様式]特定事業所 集中減算届出書に係る計算書」を郵送で届け出てください。

なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

### ロ 区分変更の申請中などの利用者がいた場合の件数

要介護認定がおりていない利用者等の報酬請求については月遅れで行っていると考えられますが、 このような場合、当該利用者の件数はサービス提供月で計算してください。

# ハ 介護予防分の居宅サービス計画について

介護予防分の居宅サービス計画については件数に含みません。

## 二 新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合

新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合は、イの必要書類に加えて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付して郵送で提出してください。

# ホ 紹介率最高法人の事業所が各サービスごとに3事業所以上の場合

紹介率最高法人の事業所が各サービスごとに3事業所以上の場合は、イの必要書類に加えて 「同一法人事業所一覧」も添付してください。

# へ 正当な理由を届け出る場合

正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、イの必要書類に加えて「正当な理由の範囲」を添付してください。ただし、「正当な理由の範囲」のうち⑤・⑥・⑦・⑧の理由を届け出る場合は、さらに以下の書類が必要となります。

- ⑤…「計算で除外するケアプラン等の写し」
  - 「利用者が事業所を希望したことがわかる書類」
  - 「地域ケア会議等でケアプランについて支援内容の意見・助言を受けていることがわかる書類」
- ⑥…「正当な理由の範囲に係る事業所一覧」
- (7)⑧…「正当な理由の範囲に係る事業所一覧」、「計算で除外するケアプラン等の写し」